

【A】 統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

資料 8

≪ 意見交換テーマとした理由 ≫ (参考)	令和6年12月の研究会報告書を受けて、令和7年3月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが改正されました。 本改正への対応については、令和8年度決算を対象とする財務書類までに行うことが求められています。 昨年度の連絡会議以降、当該改正への対応に関し、検討の進展や課題の具体化が見られた自治体もあるものと考えられます。 そこで、各団体における対応方針等を共有し、今後の取組の参考としていただきたく、本件を意見交換のテーマといたしました。 「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書等（令和6年12月27日（金）公表） 統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和7年3月改訂）
-------------------------------------	---

No.1	所有外管理資産の資産計上について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	①：現時点で、統一的な基準において、「所有外管理資産」の計上（予定）はありますか。 ②：独自基準の財務諸表を作成している自治体は、「所有外管理資産」の計上（予定）はありますか。 <①又は②で所有外管理資産を計上している（予定している）場合> ③：現時点で把握している課題等があれば、対応方針含めご教示ください。
東京都	①計上予定あり（令和8年度決算より） ②都基準においては、自治法上の財産との整合性を重視していること等を理由に、今後も所有外管理資産は計上しない方針。注記に所有外管理資産を含まない旨記載予定。 ③開始時簿価について、支出当時の原議等が現存しないものが多く、高い精度での算定が困難。
大阪府	①令和8年度決算から計上予定。 ②令和8年度決算から計上予定。ただし、様式改正は行わず注記に記載する。 ③府有資産と所有外管理資産とをどのように区別して把握するかが課題であり、公有財産システム上で所有外管理資産の区分を新たに設けて区別する予定としている。
新潟県	①令和8年度決算までに反映を検討中 ②本県は平成29年決算の公表から独自基準 → 統一的な基準へ変更済み ③以下2点について、対応方針を検討中 (1) 対応必須である所有外管理資産（指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川）以外のその他の所有外資産の計上範囲 (2) 取得原価が不明な場合の取得価額の算定方法
愛知県	①R8決算までにBSに所有外管理資産を計上する予定（R4決算から一般会計等は参考版として公表済） ②当初から県が管理する国有資産を計上している。 ③連結の財務諸表においては、関係団体との調整が必要となる。
町田市	①～③今後検討予定です。

【A】統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

資料 8

No.1	所有外管理資産の資産計上について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	①：現時点で、統一的な基準において、「所有外管理資産」の計上（予定）はありますか。 ②：独自基準の財務諸表を作成している自治体は、「所有外管理資産」の計上（予定）はありますか。 <①又は②で所有外管理資産を計上している（予定している）場合> ③：現時点で把握している課題等があれば、対応方針含めご教示ください。
大阪市	①今年度実態調査を実施し、計上する予定 ②独自基準を採用する他自治体の動向等を踏まえ、計上しない予定 ③今年度実態調査を実施するが、土地の開始時簿価について、過去の財政負担額を把握できる資料等は現存しない場合が多いと見込まれるため、高い精度での算定が困難である
江戸川区	①対象資産がないため、計上予定なし ②－ ③－
吹田市	①所有外管理資産の該当なし ②所有外管理資産の該当なし ③－
郡山市	①予定なし ②予定なし（所有外資産の管理なし） ③なし
荒川区	①ありません。 ②ありません。 ③－
福生市	①該当資産なし ②同上 ③－
八王子市	①計上予定なし ②計上予定なし ③－

【A】統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

資料 8

No.1	所有外管理資産の資産計上について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	①：現時点で、統一的な基準において、「所有外管理資産」の計上（予定）はありますか。 ②：独自基準の財務諸表を作成している自治体は、「所有外管理資産」の計上（予定）はありますか。 <①又は②で所有外管理資産を計上している（予定している）場合> ③：現時点で把握している課題等があれば、対応方針含めご教示ください。
中央区	①令和8年度決算から対応予定（当該資産がなく0計上） ②本区に当該資産がない中、区基準に東京都方式を採用していることや対応にあたりシステム改修経費を要することを踏まえ、対応しない。 ③ー
世田谷区	①計上予定なし。 ②計上予定なし。 ③ー
品川区	①計上予定あり。 現在委託事業者と調整中 ②都基準での計上については未定 ③開始時簿価等算定が困難
渋谷区	①計上（予定）なし（現状、当区に所在する当該資産なし） ②計上（予定）なし（現状、当区に所在する当該資産なし） ③現状、当区に所在する当該資産はなく、現時点では課題認識を持っていない
板橋区	①計上の予定はない ②計上の予定はない ③ー

【A】 統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

資料 8

≪ 意見交換テーマとした理由 ≫ (参考)	令和6年12月の研究会報告書を受けて、令和7年3月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが改正されました。 本改正への対応については、令和8年度決算を対象とする財務書類までに行うことが求められています。 昨年度の連絡会議以降、当該改正への対応に関し、検討の進展や課題の具体化が見られた自治体もあるものと考えられます。 そこで、各団体における対応方針等を共有し、今後の取組の参考としていただきたく、本件を意見交換のテーマといたしました。 「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書等（令和6年12月27日（金）公表） 統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和7年3月改訂）
-------------------------------------	---

No.2	臨時財政対策債の表示について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	①：現時点で、統一的な基準において、「臨時財政対策債」の表示（予定）はありますか。 ②：独自基準の財務諸表を作成している自治体は、「臨時財政対策債」の表示（予定）はありますか。 例）科目新設の様式改正を行う。 様式改正は行わず注記に記載する。 独自基準への対応は行わない。 など ③：②のように回答された理由をご教示ください。
東京都	①新様式に合わせて科目を区分掲記する予定（令和8年度決算より） ②独自基準への対応は行わない ③臨時財政対策債の計上予定がないため
大阪府	①令和6年度決算から表示済。 ②令和6年度決算から様式改正して表示済。 ③金額を把握できていたことから、表示することによる業務負担増が限定的だったため。
新潟県	①令和8年度決算までに反映を検討中 ②本県は平成29年決算の公表から独自基準 → 統一的な基準へ変更済み ③統一的な基準に基づいた対応
愛知県	①注記に示しており、今後は財務諸表に表示していく予定である。 ②様式改正は行わずこれまでどおり注記に記載する。 ③ー
町田市	①～③今後検討予定です。

【A】 統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

資料 8

No.2	臨時財政対策債の表示について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	①：現時点で、統一的な基準において、「臨時財政対策債」の表示（予定）はありますか。 ②：独自基準の財務諸表を作成している自治体は、「臨時財政対策債」の表示（予定）はありますか。 例）科目新設の様式改正を行う。 様式改正は行わず注記に記載する。 独自基準への対応は行わない。 など ③：②のように回答された理由をご教示ください。
大阪市	①表示する予定 ②検討中 ③他都市の状況等を考慮し、検討する
江戸川区	①現時点での予定なし ②現時点での予定なし ③臨時財政対策債の計上予定がないため
吹田市	①令和 7 年度決算から対応予定 ②独自基準への対応は行わない ③従来から臨時財政対策債を含む赤字地方債を「特別債」として表示しており、さらに細分化して臨時財政対策債のみを表示する必要がないため。
郡山市	①今年度作成分において表示予定 ②今年度作成分において、科目追加又は注記追加により表示予定 ③別集計により表示可能なため、統一的な基準に対応できるよう追記を予定
荒川区	①ありません。 ②ありません。 ③財務諸表に与える重要性が見いだせないため。
福生市	①令和 8 年度決算から表示予定 ②対応については検討中 ③独自基準への表示はシステム改修を伴うため

【A】 統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

資料 8

No.2	臨時財政対策債の表示について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	①：現時点で、統一的な基準において、「臨時財政対策債」の表示（予定）はありますか。 ②：独自基準の財務諸表を作成している自治体は、「臨時財政対策債」の表示（予定）はありますか。 例）科目新設の様式改正を行う。 様式改正は行わず注記に記載する。 独自基準への対応は行わない。 など ③：②のように回答された理由をご教示ください。
八王子市	①令和8年度決算から計上予定 ②科目新設の様式改正を行う ③独自基準財務諸表の実用性を高めるため
中央区	①令和8年度決算から対応予定（当該地方債の発行実績がなく0計上） ②独自基準への対応は行わない。 ③区基準に東京都方式を採用していることのほか、対応にあたってはシステム改修経費を要するが、現在本区は地方交付税不交付団体であり、過去に当該地方債の発行実績がなく、今後も発行の可能性が極めて低いため。
世田谷区	①表示予定あり。 ②独自基準への対応は行わない予定。 ③臨時財政対策債を発行していないため。
品川区	①予定なし（該当するものがないため） ②予定なし ③該当するものがないため
渋谷区	①令和8年度決算までに表示予定。 ②対応について検討する。 ③現時点で該当の有無や金額等が不明のため。
板橋区	①表示する予定（0円で表示予定） ②独自基準への対応は行わない予定 ③独自基準については、他の東京都基準採用団体の動向を見て、検討を行う。